

A. 産業競争力の強化	関係府省等	対応状況	主な成果	課題	これからの取り組み
ロ. 歳出改革					
○大学院施設及び卓越した研究拠点の施設整備を重点的に推進する。独立行政法人研究機関等の施設の着実な整備、私立大学の研究ポテンシャル活用のための研究施設整備等を推進する。	文部科学省	「国立大学等施設緊急整備5ヶ年計画」に基づき施設整備を推進。研究開発法人等の施設を着実に整備しているところ。	平成14年度末での事業の進捗率は45%の見込み。研究開発法人等の施設整備は着実に進められているところ。		引き続き、国立大学・研究開発法人等の施設整備を進める。
ホ. その他の制度改革					
○大学発ベンチャー等の起業を促進するため、大学の技術移転組織（いわゆるTLO）の活用、創業人材の育成、新産業創出に向けた産学官の共同研究の支援等を行うとともに、創業者の資金調達を円滑化するため、金融面での支援を推進・充実する。	文部科学省、経済産業省	平成14年度に引き続き、平成15年度予算案においても共同研究の促進、大学発ベンチャー創出に向けた研究助成、産学官連携強化を図るための専門家の派遣等を行うとともに、TLOをはじめとする技術移転機関の機能強化を図る。	平成14年8月時点で453の大学発ベンチャーが創出。		大学発ベンチャー創出を支援する事業において、平成15年度からプログラム管理者（プログラムオフィサー）を配置することなどにより、制度の適切な運用を図る予定。
○大学発ベンチャーの国立大学施設使用や国立大学教官の非役員兼業に関する基準の明確化を含めた規制緩和について、平成13年度中に結論を得る。	文部科学省	大学発ベンチャーの国立大学の施設の有償使用が可能に（平成14年6月）。国立大学教員等がベンチャー企業への非役員兼業の報酬を株式等で受領できることにつき明確化を図り、各国立大学等に通知を发出了（平成14年4月）。国立大学教員等の民間企業役員兼業の承認権限を各国立大学の長に委任可能に（平成14年10月）。	大学発ベンチャーの有償使用について、既にいくつかの国立大学で実施。9名の国立大学教員が非役員兼業の報酬を株式等で受領（平成14年9月末日現在）。役員兼業の承認権限の委任により、役員兼業が増加。	現場への周知徹底が必要。	制度の周知を図ることにより、制度の十分な活用を促す。

<p>○産学官連携の推進に関する制度改革・規制緩和等を含む具体的方策を取りまとめる。また、国立大学等の法人化に際し、改革の方向性を打ち出すとともに、私立大学での研究開発の促進のため、私立大学への民間資金の導入を促進する観点から、民間からの委託研究費に対する減税措置等について検討する。さらに、全国の大学等と企業トップが一同に会する産学官連携サミットを開催する。</p>	<p>総合科学技術会議、関係府省</p>	<p>平成14年11月に開催された第2回産学官連携サミットについて、文部科学省も共催省庁として積極的に参加。</p>	<p>産学官より1200名の出席者があり、産学官の一層の連携が図られることとなった。</p>		<p>引き続き、産学連携の機運を高めるべく活動を展開する。</p>
<p>○大学院の1年制の専門大学院の制度化、通信制博士課程の制度化について、中央教育審議会大学分科会において審議し、答申を得て、実施する。また、短大の社会人の再教育等に柔軟に応える機能（いわゆるコミュニティ・カレッジ）を強化（地域総合科学科の設置の推奨等）する。</p>	<p>文部科学省</p>	<p>・一年制の専門大学院、通信制博士課程について、中央教育審議会において答申を得て、大学院設置基準を改正（平成14年3月）。 ・地域総合科学科の設置を検討する短期大学からのヒアリングを実施するなど地域総合科学科の設置を推奨。</p>	<p>・各大学が社会人のニーズに応じて、機動的・弾力的に専門大学院を設置できるようになった。 ・平成14年度から短期大学基準協会による地域総合科学科としての特色と教育の質を保証する適格認定開始。（平成14年度の認定数：4短期大学、4学科）</p>	<p>・一年制の専門大学院、通信制博士課程については、既存の大学院制度の枠組みにおけるものであり、研究指導や論文作成等が必要な高度専門職業人養成に柔軟に対応できないなどの制約もある。</p>	<p>今後、高度専門職業人養成の一層の充実を図るため、専門大学院制度を発展させた専門職大学院制度を整備することとした。（第155回国会で学校教育法を改正、平成14年度中に専門職大学院設置基準を策定）</p>
<p>○短大等が社会人の再教育・再訓練に柔軟に応える機能（いわゆるコミュニティカレッジ）の強化、一年制専門大学院の制度化、大学院の通信制博士課程の制度化</p>	<p>文部科学省</p>	<p>・一年制の専門大学院、通信制博士課程について、中央教育審議会において答申を得て、大学院設置基準を改正（平成14年3月）。 ・地域総合科学科の設置を検討する短期大学からのヒアリングを実施するなど地域総合科学科の設置を推奨。</p>	<p>・平成14年度から短期大学基準協会による地域総合科学科としての特色と教育の質を保証する適格認定開始。（平成14年度の認定数：4短期大学、4学科）</p>		

A. 産業競争力の強化	関係府省等	対応状況	主な成果	課題	これからの取り組み
イ. 税制改革					
試験研究税制、IT・環境投資促進税制措置の見直しを検討する。	総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省	平成15年度税制改正において、研究開発減税として、試験研究費の総額に係る特別税額控除制度の創設、産学官連携の共同研究・委託研究に係る特別税額控除制度の創設、中小企業技術基盤強化税制の拡充を行うとともに、設備投資減税として、ソフトウェアを含むIT投資促進税制・開発研究用設備の特別償却制度の創設等を実施することとしている。	第156回国会に、平成15年度税制改正法案を提出。		第156回国会において平成15年度税制改正法案の年度内成立を図る。法案の成立・施行にあたっては、新しい制度が国民に利用されるよう政府広報等の手段によりPR・情報提供を行う。
関係府省は、海外の高度人材を活用する観点から、戦略的分野の技術者の入国、就労、勉学、研修、居住等に係る環境を改善する。	文部科学省	平成15年度税制改正において、特定公益増進法人の範囲に、一定のインターナショナルスクールの設置を主たる目的とする学校法人（準学校法人含む）を追加予定			
ロ. 歳出改革					
文部科学省は、「英語が使える日本人」の育成を目指し、平成14年度中に英語教育の改善のための行動計画をとりまとめる。平成15年度から外国人の優秀な外国語指導助手の正規教員等への採用を促進する。	文部科学省	『「英語が使える日本人」の育成のための戦略構想－英語力・国語力増進プラン－』を策定（平成14年7月）。平成15年度予算案を踏まえ、戦略構想を見直し、行動計画を策定予定（平成14年度中）	各都道府県教育委員会等において、学習者のモチベーションの高揚、教育内容等の改善、英語教員の資質向上など英語教育の抜本的改善のための施策の実施に向けた取組が活性化。	『「英語が使える日本人」の育成のための行動計画』を策定し、関連施策を着実に推進する。	『「英語が使える日本人」の育成のための行動計画』の策定及び着実な実施。（平成15年度予算案1,100百万円）

<p>文部科学省、経済産業省及び関係府省は、事業化支援や起業家育成(インキュベーション)事業の充実等により「大学発ベンチャー1000社計画」を推進する(平成14年度以降3カ年)。</p>	<p>文部科学省</p>	<p>・大学発ベンチャーの創出を支援する制度など産学官連携を推進する(平成15年度予算案7,945百万円)。 ・国立大学にインキュベーション施設を整備(23大学)</p>	<p>平成14年8月時点で453の大学発ベンチャーが創出。</p>		<p>大学発ベンチャー創出を支援する事業において、平成15年度からプログラム管理者(プログラムオフィサー)を配置することなどにより、制度の適切な運用を図る予定。</p>
<p>文部科学省、厚生労働省は、基礎研究の臨床への橋渡し研究の拡充や実験成果の共有等の内容を含む全国治験活性化3ヶ年計画を平成14年度中に策定し、産学官連携を推進するための基盤を整備する。</p>	<p>文部科学省</p>	<p>・治験実施管理体制の整備(治験管理センター(4大学)、臨床試験部(2大学)、治験管理要員(2大学:4名))</p>	<p>・治験実施管理体制の整備を行うことにより、質の高い治験が行われ、一層の産学官連携の推進が図られる。</p>	<p>全国治験3カ年計画の平成14年度中の策定の実現を図る必要がある。</p>	<p>引き続き、研究計画の着実な実施につとめる。</p>
<p>文部科学省、経済産業省は平成14年度から、大学発ベンチャーの育成、公設試験機関や企業の有する基礎研究の実用化等の観点から、マッチング事業等を推進する。</p>	<p>文部科学省</p>	<p>大学発ベンチャー創出支援、産学官共同研究推進のためのマッチングファンド、科学技術振興事業団における特許の戦略的取得に向けた事業を推進。(平成15年度予算案8,150百万円)</p>	<p>平成14年8月時点で453の大学発ベンチャーが創出。</p>		<p>大学発ベンチャー創出支援、産学官共同研究推進のためのマッチングファンド、特許の戦略的取得のための事業を引き続き実施。</p>
<p>我が国の国際競争力を強化し、経済を活性化していくために、知的財産戦略会議が取りまとめる知的財産戦略大綱に基づき、平成17年度までに、関係府省は、迅速かつ的確な特許審査や司法制度のあり方、知的財産の創造・流通・活用の促進、知的財産権侵害品に対する国境措置の強化等の課題について、集中的・計画的に取り組む。</p>	<p>文部科学省</p>	<p>大学知的財産本部整備事業、科学技術振興事業団における特許の戦略的取得に向けた事業、知的財産専門人材の養成のための取組を推進する。(平成15年度予算案3,977百万円)</p> <p>特許情報とそれに関連した技術情報を研究者が容易に検索できる環境の検討。(平成15年度予算案約30百万円)</p>	<p>知的財産専門人材の養成については、平成14年度に2大学を選定し、実施中。</p>	<p>大学における特許取得・活用を促進することが急務。</p>	<p>大学知的財産本部整備事業、科学技術振興事業団における特許の戦略的取得に向けた事業、知的財産専門人材の養成のための取組を引き続き強力に実施。</p> <p>平成15年度にシステムの概念設計を実施。</p>

		「ものづくり」人材の育成・確保の推進。小・中学生が適格な指導者の下で、発明・工夫への興味を高め、ものづくりの体験を通じて、創意工夫することの喜びを体験させる「ものづくり体験教室」を平成13年度より開催している。この機会を活用して、平成15年度より、小・中学生の知的財産に対する意識の育成・向上を図る(平成15年度予算案34百万円)			平成15年度より、「ものづくり体験教室」の開催にあたり、以下の2つを併せて実施する。 i)指導員に対し本事業の主旨等を説明する会議の開催。 ii)当該体験教室の参加者に対し、独創性及び知的財産についての意識の育成・向上を図るための資料を配布。
総務省、関係府省は、情報開示の推進等を含め電子政府・電子自治体を推進し、原則すべての国民との間の手続きの電子化を平成15年度中に実施する。また、関係府省は、ITS、GISの本格的普及、医療や防災等の公共分野におけるIT化加速、電子商取引等を推進するとともに、電子入札を積極的に進める。	文部科学省	申請・届出等手続の電子化に関わる汎用受付等システム(オンライン申請システム)を整備し、運用を開始した。	191の個別の申請・届出等手続のオンライン化を行った。	電子化が困難な添付書類等について、代替策等の検討を行う。	平成15年度中に、原則すべての国民との間の手続きの電子化を実施する。また、電子入札システムを導入する。
燃料電池については、内閣官房及び関係府省は、平成17年を目途に安全性の確保を前提としつつ、包括的な規制の再点検を行う。また、関係府省は、燃料電池自動車、住宅用燃料電池の開発・普及を推進する。	文部科学省	・経済活性化のための研究開発プロジェクトのひとつとして、高性能・低コスト高温運転型次世代燃料電池の実現に向け革新的材料開発を産学連携で5年で行う。「次世代型燃料電池プロジェクト」(平成15年予算案502百万円 平成14年度補正予算1,800百万円)			・燃料電池自動車、住宅用燃料電池の開発・普及を推進するため、平成15～19年度の予定で高性能、低コストの高温運転型次世代燃料電池を実現する革新的材料の開発を産学連携で推進する。 ・経済活性化のための研究開発プロジェクトのひとつとして、高性能・低コスト高温運転型次世代燃料電池の実現に向け革新的材料開発を産学連携で5年で行う。「次世代型燃料電池プロジェクト」(平成15年予算案502百万円 新規 平成14年度補正予算 1,800百万円)

八. 規制改革

<p>文部科学省は、国立大学の法人化を待たず、平成15年度から、弾力的な勤務形態（例えば週20時間勤務）による教官の任用を進め、兼業・起業を促進する。</p>	<p>文部科学省</p>	<p>右成果の実施に向けて関係規定等の整備を行い、国立大学等に周知する。</p>	<p>「構造改革特区推進のためのプログラムにおいて、国立大学教員等が勤務時間内に兼業することについて、TL0及び研究成果活用企業における役員兼業については構造改革特区で、また、産学官連携活動のために行う非役員兼業については全国で可能とする旨明記。</p>	<p>現場への周知徹底が必要。</p>	<p>国立大学等の法人化後は、各大学において、さらに兼業・起業が促進されるよう弾力的な勤務形態を設計。</p>
<p>文部科学省は、「英語が使える日本人」の育成を目指し、平成14年度中に英語教育の改善のための行動計画をとりまとめる。平成15年度から外国人の優秀な外国語指導助手の正規教員等への採用を促進する。</p>	<p>文部科学省</p>	<p>『「英語が使える日本人」の育成のための戦略構想－英語力・国語力増進プラン－』を策定（平成14年7月）。平成15年度予算案を踏まえ、戦略構想を見直し、行動計画を策定予定（平成14年度中）</p> <p>都道府県教育委員会等に対して、外国人（英語を母語として使用できる者をいう。以下同じ。）の正規教員への積極的な採用について指導。また、外国人の正規教員への採用について、都道府県教育委員会に対し調査を実施するとともに、当該調査結果をもとに、外国人の任用に係る加配措置について精査（平成14年度中）。</p> <p>戦略構想において検討課題とされた、中学校、高等学校及び大学の英語教育の現状や課題等の把握・分析・評価及び英語教育の改善方針に必要な研究を行なう研究グループを設置（平成14年9月19日）。</p>	<p>各都道府県教育委員会等において、学習者のモチベーションの高揚、教育内容等の改善、英語教員の資質向上など英語教育の抜本的改善のための施策の実施に向けた取組が活性化。</p> <p>各都道府県教育委員会等において、外国人の正規教員への採用に向けての検討が活性化。</p> <p>研究グループから「英語教員研修モデルプログラム（骨子）」の報告を受け、各都道府県教育委員会等に対し情報提供。</p>	<p>『「英語が使える日本人」の育成のための行動計画』を策定し、関連施策を着実に推進する。</p>	<p>『「英語が使える日本人」の育成のための行動計画』の策定及び着実な実施。（平成15年度予算案1,100百万円）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都道府県教育委員会等に対して、引き続き外国人の正規教員への積極的な採用について指導。 ・平成15年度中に次年度の外国人の正規教員への採用について、都道府県教育委員会に対して調査を実施。 ・当該調査結果をもとに、外国人の任用に係る加配措置について精査。 ・15年度中に、「英語教員研修ガイドブック（仮称）」を作成・提示。 ・15年度末までに、各研究グループによる研究内容について、一定の成果のとりまとめ。 ・それ以降は、当該研究成果について、英語教育の改善のための取組に適切に活用するとともに、引き続き研究を進める。

<p>文部科学省、経済産業省及び関係府省は、事業化支援や起業家育成(インキュベーション)事業の充実等により「大学発ベンチャー1000社計画」を推進する(平成14年度以降3カ年)。</p>	<p>文部科学省</p>	<p>・大学発ベンチャーによる国立大学施設の有償使用を可能化(14年6月)。</p>	<p>平成14年8月時点で453の大学発ベンチャーが創出。</p>		<p>大学発ベンチャー創出を支援する事業において、平成15年度からプログラム管理者(プログラムオフィサー)を配置することなどにより、制度の適切な運用を図る予定。</p>
---	--------------	--	-----------------------------------	--	--

ホ. その他の制度改革

<p>文部科学省は、「英語が使える日本人」の育成を目指し、平成14年度中に英語教育の改善のための行動計画をとりまとめる。平成15年度から外国人の優秀な外国語指導助手の正規教員等への採用を促進する。</p>	<p>文部科学省</p>	<p>『英語が使える日本人』の育成のための戦略構想－英語力・国語力増進プラン－」を策定(平成14年7月)。平成15年度予算案を踏まえ、戦略構想を見直し、行動計画を策定予定(平成14年度中)</p> <p>都道府県教育委員会等に対して、外国人(英語を母語として使用できる者をいう。以下同じ。)の正規教員への積極的な採用について指導。また、外国人の正規教員への採用について、都道府県教育委員会に対し調査を実施するとともに、当該調査結果をもとに、外国人の任用に係る加配措置について精査(平成14年度中)。</p> <p>戦略構想において検討課題とされた、中学校、高等学校及び大学の英語教育の現状や課題等の把握・分析・評価及び英語教育の改善方針に必要な研究を行なう研究グループを設置(平成14年9月19日)。</p>	<p>各都道府県教育委員会等において、学習者のモチベーションの高揚、教育内容等の改善、英語教員の資質向上など英語教育の抜本的改善のための施策の実施に向けた取組が活性化。</p> <p>各都道府県教育委員会等において、外国人の正規教員への採用に向けての検討が活発化。</p> <p>研究グループから「英語教員研修モデルプログラム(骨子)」の報告を受け、各都道府県教育委員会等に対し情報提供。</p>	<p>『英語が使える日本人』の育成のための行動計画」を策定し、関連施策を着実に推進する。</p>	<p>『英語が使える日本人』の育成のための行動計画」の策定及び着実な実施。(平成15年度予算案1,100百万円)</p> <p>・都道府県教育委員会等に対して、引き続き外国人の正規教員への積極的な採用について指導。 ・平成15年度中に次年度の外国人の正規教員への採用について、都道府県教育委員会に対して調査を実施。 ・当該調査結果をもとに、外国人の任用に係る加配措置について精査。</p> <p>・15年度中に、「英語教員研修ガイドブック(仮称)」を作成・提示。 ・15年度末までに、各研究グループによる研究内容について、一定の成果のとりまとめ。 ・それ以降は、当該研究成果について、英語教育の改善のための取組に適切に活用するとともに、引き続き研究を進める</p>
--	--------------	--	--	--	--

<p>男女共同参画会議は、女性の個性や能力が活用されるようなチャレンジ支援策を平成14年度中にとりまとめ、企業等における女性の能力発揮のための積極的取組みの推進等を図る。</p>	<p>文部科学省</p>	<p>一人一人が主体的に多様なキャリアを設計し、個性や能力を十分発揮しながら柔軟に働いたり学んだりできるような、活力に満ちた社会を創造するために必要な支援の在り方を検討するため、平成14年11月11日に「女性の多様なキャリアを支援するための懇談会」を設置した。 特に大学・研究所等の女性研究者への支援の在り方について懇談会において検討中。</p>			<p>平成15年3月末までに第1次報告を提出予定。</p>
<p>文部科学省、経済産業省及び関係府省は、事業化支援や起業家育成(インキュベーション)事業の充実等により「大学発ベンチャー1000社計画」を推進する(平成14年度以降3カ年)。</p>	<p>文部科学省</p>	<p>・大学発ベンチャーの創出を支援する制度など産学官連携を推進する(平成15年度予算案7,945百万円)。 ・国立大学にインキュベーション施設を整備(23大学)</p>	<p>平成14年8月時点で453の大学発ベンチャーが創出。</p>		<p>大学発ベンチャー創出を支援する事業において、平成15年度からプログラム管理者(プログラムオフィサー)を配置することなどにより、制度の適切な運用を図る予定。</p>
<p>文部科学省、厚生労働省は、基礎研究の臨床への橋渡し研究の拡充や実験成果の共有等の内容を含む全国治験活性化3ヶ年計画を平成14年度中に策定し、産学官連携を推進するための基盤を整備する。</p>	<p>文部科学省</p>	<p>・治験実施管理体制の整備(治験管理センター(4大学)、臨床試験部(2大学)、治験管理要員(2大学:4名))</p>	<p>・治験実施管理体制の整備を行うことにより、質の高い治験が行われ、一層の産学官連携の推進が図られる。</p>	<p>全国治験3カ年計画の平成14年度中の策定の実現を図る必要がある。</p>	<p>引き続き、研究計画の着実な実施につとめる。</p>
<p>文部科学省、経済産業省は平成14年度から、大学発ベンチャーの育成、公設試験機関や企業の有する基礎研究の実用化等の観点から、マッチング事業等を推進する。</p>	<p>文部科学省</p>	<p>大学発ベンチャー創出支援、産学官共同研究推進のためのマッチングファンド、科学技術振興事業団における特許の戦略的取得に向けた事業を推進。(平成15年度予算案8,150百万円)</p>	<p>平成14年8月時点で453の大学発ベンチャーが創出。</p>		<p>大学発ベンチャー創出支援、産学官共同研究推進のためのマッチングファンド、特許の戦略的取得のための事業を引き続き実施。</p>

我が国の国際競争力を強化し、経済を活性化していくために、知的財産戦略会議が取りまとめる知的財産戦略大綱に基づき、平成17年度までに、関係府省は、迅速かつ的確な特許審査や司法制度のあり方、知的財産の創造・流通・活用の促進、知的財産権侵害品に対する国境措置の強化等の課題について、集中的・計画的に取り組む。	文部科学省	大学知的財産本部整備事業、科学技術振興事業団における特許の戦略的取得に向けた事業、知的財産専門人材の養成のための取組を推進する。(平成15年度予算案3,977百万円)	知的財産専門人材の養成については、平成14年度に2大学を選定し、実施中。	大学における特許取得・活用を促進することが急務。	大学知的財産本部整備事業、科学技術振興事業団における特許の戦略的取得に向けた事業、知的財産専門人材の養成のための取組を引き続き強力に実施。
		特許情報とそれに関連した技術情報を研究者が容易に検索できる環境の検討。(平成15年度予算案約30百万円)			平成15年度にシステムの概念設計を実施。
		「ものづくり」人材の育成・確保の推進。小・中学生が適格な指導者の下で、発明・工夫への興味を高め、ものづくりの体験を通じて、創意工夫することの喜びを体験させる「ものづくり体験教室」を平成13年度より開催している。この機会を活用して、平成15年度より、小・中学生の知的財産に対する意識の育成・向上を図る(平成15年度予算案34百万円)			

	<p>・著作権の適切な保護及び活用の促進</p> <p>知的財産戦略大綱に基づき、①「法律ルール」の整備、②「円滑な流通」の促進、③「国際的課題」への対応、④「著作権教育」の充実、⑤「司法救済制度」の充実の5分野について文化審議会著作権分科会の下に5つの小委員会を設置し、知的財産戦略を具体化するための施策の検討を行い、平成15年1月に文化審議会著作権分科会「審議経過報告」を公表した。</p>			<p>平成15年1月に公表された「審議経過報告」を受けて関係施策を実施していく予定。</p>
--	---	--	--	--